

お茶の水女大 家政 丸山 桂

【目的】 現在、女性が社会進出する際にもっとも障害となっているのが、税制・年金制度である。婚姻の有無、就業形態によって、その取扱いが大きく異なる現行の制度は、ある特定の形態の家族を優遇しているのではないだろうか。そこで、現行の税制・年金制度がどのような家族を優遇しているのか、具体的になにが女性の就労に影響を与えているのか、数量分析を行った。また配偶者控除の廃止、専業主婦も保険料を納めた場合など、制度を変えた場合、より「公平」な制度に近づくか、などを明らかにする。

【方法】 労働省『賃金構造基本調査』等のデータを元に、独身者世帯、共稼ぎ世帯（夫婦とも常雇）、片稼ぎ世帯（夫のみが常雇、妻はパート）、同世帯（妻は無職）の4種の世帯について、それぞれ妻の生涯所得、税金、社会保険料を計算した。

【結果】 片稼ぎ世帯の結果のみについて述べる。可処分生涯所得額は、無職の妻4400万円、非課税限度内で働くパート主婦6200万円、課税かつ社会保険料を納めるパート主婦は6900万円であった。片稼ぎ世帯の夫の配偶者控除・配偶者特別控除による減税額は、540万円、配偶者手当は640万円である。この合計額は、無職の妻の生涯所得の約26%にあたる。現行の制度では、必要以上にパートタイム労働者、専業主婦世帯を優遇していると思われる。配偶者控除、配偶者手当、そして専業主婦の社会保険料納付免除と遺族年金などが大きく女性の就労に影響を及ぼしている。これを解消するためには、①配偶者控除を廃止し、その財源を利用して、基礎控除を引き上げる。②すべての人が自分名義で保険料を納め、年金を受給する等の方策が必要と思われる。